

我が国における農薬登録制度上の 課題と対応方針

食品の残留農薬に係る安全性と
農薬使用に係る安全の向上のために

平成 2 1 年 9 月

農林水産省

1 背景と検討の前提

農薬取締法（昭和23年法律第82号）は、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的に、農薬登録制度を根幹として、農薬の製造、輸入及び販売等に対する規制を行ってきた。これまでに農薬登録を取得した農薬数は22,351剤（平成21年2月末現在）にのぼっており、農薬登録制度そのものは比較的順調に運用されてきたところである。

しかしながら、平成14年には農林水産大臣の登録を受けていない農薬が流通し、それを農業者が使用した事案が刑事事件に発展したのを契機に、全国各地で無登録農薬の販売・使用問題が明るみに出た。そこで、それまでの製造、輸入及び販売に対する規制のみならず、農薬の使用者に対する規制を強化すること等を目的として、平成14年に農薬取締法を改正し、平成15年に施行したところである。

さらに、食品の安全に関わる様々な問題が発生し、国民の食に対する不安が増大する中、食品の生産段階における安全性の徹底を図る観点から、平成15年には「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」において農薬取締法を改正した。同法律の附則において、施行後5年をめぐりに各法律の施行状況について検討を加え、所要の見直しを行う旨の検討規定が設けられており、今回の見直しは、この規定に基づき、施行後5年を経過したことから、農薬取締法に基づく制度について検討を行うものである。

なお、当時の国会での審議に際し、「「食」の安全と安心が将来にわたって確保されるよう、（中略）必要に応じて所要の見直しを行う」との委員会決議がなされており、今回の見直しに当たっては、この趣旨を踏まえ、改正農薬取締法の施行により食の安全がいかに確保されたかという点に絞ることも可能である。しかしながら、今回の見直しに当たっては、食の安全¹確保の観点のみでなく、当然その前提となる農薬そのものの安全性確保等についてもその観点に加え、幅広く検討を行うこととした。

さらに、農薬をめぐる国際的な状況として、特に欧米を中心により安全な農薬を求める動きが強まったことにより、経済協力開発機構（OECD）の農薬作業部会において、農薬登録やリスクの削減に関する国際調和の活動が急速に進展するなど、我が国の農薬行政にも影響を及ぼす状況となってきた。このような状況を踏まえ、我が国における農薬登録制度の検討に当たっても、国際的動向も考慮する

¹ 「農薬登録制度に関する懇談会」においては、食の安全のみならず食の安心に関する視点での検討も行うべきではないかとの意見が出された。

しかしながら、食の安全についてはリスク管理を適切に講じることにより確保できるものである一方、食の安心はこのような施策により食の安全について消費者の信頼を得ることにより初めてもたらされるものであることから、本報告書は食の安全の観点から取りまとめている。

ことが必要となっている。欧米及びオーストラリア等は、OECDにおけるテストガイドラインの策定作業や、コーデックス委員会（Codex）における様々な検討の際に、自国の状況を積極的に盛り込むようデータ等を提供したり、農薬の飛散低減対策に関するネットワークに参画し、情報交換を行うなど、OECDの活動を最大限に活用することにより、調和を進めてきた。一方、我が国においては、これまでこのような活動は必ずしも十分とはいえず、我が国の実情を踏まえ長年運営されてきた農薬登録制度の内容は、国際的な検討の際には考慮されずに進められているという現状がある。

今回の検討に当たっては、まず、現状認識として、現在の農薬並びに食の安全を取り巻く情勢について概観した。その上で、これらの現状認識を踏まえ、今後の農薬登録制度、農薬取締制度のあり方について検討を行った。

なお、本中間とりまとめの作成に当たっては、農林水産省消費・安全局長の私的懇談会である「農薬登録制度に関する懇談会」の意見を聴取した。

2 農薬をめぐる現状

(1) 農薬の生産、出荷の状況

① 生産、出荷について

平成 19 農薬年度（平成 18 年 10 月～平成 19 年 9 月）の生産額は 3,809 億円、出荷額は 3,706 億円となり、前年に比べ生産額は 2.8%、出荷額は 4.6%の増加となった。一方、生産数量は 267 千トン（対前年比 2.6%減）、出荷数量は 261 千トン（対前年比 2.6 減）である。生産・出荷量とも、近年減少傾向で推移しているところである。

	生産				出荷			
	数量	対前年比	金額	対前年比	数量	対前年比	金額	対前年比
殺虫剤	99,581.3	▲ 4.9	128,390,685	4.7	100,360.5	▲ 2.6	129,172,220	8.9
殺菌剤	52,610.6	▲ 3.1	83,071,588	1.6	51,860.3	▲ 1.0	82,727,799	6.5
殺虫殺菌剤	25,350.9	▲ 6.8	33,832,356	▲ 1.0	24,990.6	▲ 5.3	33,334,397	2.3
除草剤	73,883.0	2.1	121,329,573	3.6	68,787.1	▲ 2.4	112,264,666	0.1
殺そ剤	413.0	0.6	363,959	▲ 0.1	382.5	▲ 5.7	329,670	▲ 5.4
植物成長調整剤	2,078.8	▲ 11.5	7,799,713	▲ 12.6	2,085.7	▲ 11.7	6,898,044	▲ 5.9
補助剤	3,108.8	4.8	2,840,839	8.7	3,089.4	12.7	2,817,009	19.8
その他	9,724.2	▲ 0.3	3,228,996	7.4	9,034.2	▲ 8.0	3,102,377	▲ 6.2
計	266,750.6	▲ 2.6	380,857,709	2.8	260,590.3	▲ 2.6	370,646,182	4.6

農薬年度	15		16		17		18		19	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
殺虫剤	120,038.0	3.0	106,810.6	▲ 11.0	108,271.6	1.4	104,705.4	▲ 3.3	99,581.3	▲ 4.9
	104,676.1	▲ 7.4	104,570.3	▲ 0.1	105,922.3	1.3	103,038.6	▲ 2.7	100,360.5	▲ 2.6
殺菌剤	70,935.3	4.8	64,747.9	▲ 8.7	61,331.0	▲ 5.3	54,276.3	▲ 11.5	52,610.6	▲ 3.1
	65,822.0	2.5	61,588.0	▲ 6.4	55,991.6	▲ 9.1	52,379.3	▲ 6.5	51,860.3	▲ 1.0
殺虫殺菌剤	33,323.7	0.8	31,524.9	▲ 5.4	28,092.1	▲ 10.9	27,193.5	▲ 3.2	25,350.9	▲ 6.8
	30,492.8	▲ 5.8	29,345.2	▲ 3.8	26,164.7	▲ 10.8	26,384.7	0.8	24,990.6	▲ 5.3
除草剤	76,016.9	5.6	72,779.7	▲ 4.3	75,638.7	3.9	72,334.7	▲ 4.4	73,883.0	2.1
	70,829.6	2.8	70,324.2	▲ 0.7	70,057.9	▲ 0.4	70,454.4	0.6	68,787.1	▲ 2.4
その他	18,794.9	▲ 10.5	17,183.1	▲ 8.6	17,244.2	0.4	15,481.0	▲ 10.2	15,324.8	▲ 1.0
	18,627.9	▲ 9.4	17,247.9	▲ 7.4	17,088.5	▲ 0.9	15,327.4	▲ 10.3	14,591.8	▲ 4.8
計	319,108.8	2.9	293,046.2	▲ 8.2	290,577.6	▲ 0.8	273,990.9	▲ 5.7	266,750.6	▲ 2.6
	290,448.4	▲ 2.9	283,075.6	▲ 2.5	275,225.0	▲ 2.8	267,584.4	▲ 2.8	260,590.3	▲ 2.6

② 輸出入について

平成 19 農薬年度の輸出額は、1,115 億円と前年に比べ 7.1%増加となった。主な国別輸出先はアメリカ(196 億円、全体の 17.8%)、フランス(143 億円、12.8%)、ブラジル(126 億円、11.3%)である。輸出額については、近年増加傾向で推移しているところである。

一方、輸入額は 697 億円と前年に比べ 0.5%減少した。主な国別輸入先では 1 位がドイツ (163 億円、23.6%)、次いでシンガポール (156 億円、22.3%)、中国 (63 億円、9.1%)、以下アメリカ、フランスと続いている。輸入額については、増加傾向にあるものの、近年ほぼ 700 億円前後で推移しているところである。

農薬の輸出入の推移

	15	16	17	18	19
輸 出 (FOB百万円)	88,781.5	90,905.8	99,067.8	104,025.5	111,454.2
輸 入 (CIF百万円)	53,915.5	63,742.2	69,557.5	70,030.6	69,695.5

資料: 農薬要覧(日本植物防疫協会)

注) 1. FOB価格は、本船渡し価格

2. CIF価格は、輸出原価に到着地までの運賃、保険料等を加えた金額

(2) 農薬取締法に基づく規制等の状況

農薬については、農薬取締法に基づく登録制度を中心として、その製造、輸入、販売及び使用について規制を行ってきた。

平成 14 年に全国各地で無登録農薬の販売及び使用が問題になったことを契機として、平成 14 年に農薬取締法を改正し、無登録農薬の製造・輸入及び使用の禁止、農薬を使用する者が遵守すべき基準の設定、違法な販売等にかかる罰則の強化等を行い、農薬の製造・加工及び輸入、販売及び使用についての規制を強化した。また、農薬の使用規制を強化する一方、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして特定農薬を指定する制度を設けた (平成 15 年 3 月施行)。

平成 15 年には、国民の食品の安全性に対する関心の高まりから、消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するため、食品安全基本法が制定され、食品の安全に関するリスク評価を行う機関として食品安全委員会が設置された。これに伴い、リスク評価機関とリスク管理機関で連携した取組を推進するとともに、リスク管理を行う機関間の連携を強化することを目的として、「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」において農薬取締法を改正し、農林水産大臣及び環境大臣は農薬を使用する者が遵守すべき基準の設定又は改廃に際して、環境大臣は作物残留及び土壌残留に係る登録保留基準の設定又は改廃に際して、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴くこととした。これにより、農薬登録制度と食品安全行政の整合性が図られるようになっている。

さらに、有機農業への関心の高まりを背景に「有機農業の推進に関する法律」が平成 18 年に成立し、有機農業においても適切な防除資材の使用の推進が必要となったところであるが、平成 19 年に農薬成分が混入した農業資材の問題が発生したことを契機として、このような無登録農薬の疑いのある資材 (疑義資材) についての情報収集等、その取扱いを明確にした。

(3) 違反の状況

① 登録農薬の適用外使用

農林水産省では、平成 15 年度から毎年、農薬の使用実態調査を行うとともに、このうちの一部の農家から作物を採取し、残留農薬に関するモニタリング調査を実施している。

この調査において、農薬取締法で定められている農薬使用基準に違反した事例は、平成 15 年度から平成 18 年度までの間に、調査農家数の 0.9%に当たる 138 農家であった。農薬を使用基準に反して使用する農家の数は、年々減少傾向にあるが、内容としては、農薬を適用のない作物に誤って使用した、使用量や使用時期、使用回数を誤って使用したなど、農薬の基礎的な使用方法を正しく理解していなかったことに起因しているものであった。

一方、農産物における残留農薬のモニタリング調査によると、平成 15 年度から平成 18 年度の間、食品衛生法で定められている残留農薬基準値を超過した事例は 3 件であった。これは総分析点数の 0.03%に当たる。

また、食品衛生法に基づく収去検査や、生産地での自主検査において農産物の残留農薬基準値を超過した事案は毎年報道されているが、そのほとんどは、仮に基準値を超過した農作物を通常の範囲内で喫食した場合でも、人の健康に影響を及ぼさない程度の農薬が検出された事例である。

しかしながら、平成 20 年 10 月には、農薬を希釈倍数及び使用時期を誤って使用したことにより、チンゲンサイからアセフェート及びその代謝物であるメタミドホスが残留農薬基準値を超過して検出される事案が生じた。この事案については、検出濃度を考慮すると、このチンゲンサイを喫食した場合には人の健康に急性的な悪影響を及ぼす恐れがあったことから、喫食しないようとの情報提供がなされた。この事案においては、販売量が極めて少なかったこと等もあり、関係機関から情報提供を行うにとどまったが、仮に本事案が全国的に流通する商品で発生した場合には、食の安全に大きな影響を及ぼす可能性があったものと考えられる。

② 無登録農薬の販売・使用

平成 15 年の改正農薬取締法施行以降、無登録農薬と見なされる農薬があからさまに販売又は使用されることはなくなったが、平成 19 年には、植物活性剤として販売されていた資材から、殺虫効果を有するアバメクチンやピレトリンといった成分が、防除効果が認められる程度検出され、無登録農薬と判断された事案が生じた。これらの事案については、製造者または販売者に対し、農薬取締法に基づく立入検査を実施し、事実確認を行い、当該資材の自主回収を行うよう指導を行った。また、事案の詳細を把握するため、農薬取締法に基づく報告命令を发出し、再発防止策等について報告させたところである。

農林水産省では、これらの事案を受け、病害虫に対し防除効果を謳う等して販売されている資材を監視するための取扱手順を定めるとともに、このような資材の情報を国民から広く得られるようホームページ上に「農薬目安箱」を設置した。

また、平成20年10月には大学の附属農場において、過去に農薬登録があったものの、その後毒物及び劇物取締法による規制を受け、農林水産省令で使用が禁止されている水銀剤が使用されていた事実が判明した。これを受け、農薬取締法に基づく立入検査を実施し、当該農薬を使用した理由やその使用履歴等について大学関係者から確認を行うとともに、農薬取締法に基づく報告命令を発出し、事案発生の原因や再発防止策等について報告させた。この事案については、農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合として、「試験研究の目的で農薬を使用する場合」が規定されているが、その解釈について、通知に記載されている内容より広く解釈され、使用されていたものであり、それを受け、実習農場等を有する大学に対し、改めて当該通知の内容について周知徹底を図るよう、文部科学省に対して依頼を行った。

更に、登録を受けた農薬の製造者が、農薬登録申請時に提出された製造方法と異なる方法で農薬の製造を行っているとの情報があったことから、事実確認のため、農薬取締法に基づく立入検査を実施した。その結果、申請時に提出された方法と異なる方法で製造を行っていたことが判明したため、当該農薬製造者に対し、農薬取締法に基づく報告命令を発出し、再発防止策等について報告させた。

(4) 国民の意識と情報の提供

① 農薬に対する国民の意識

平成20年3月に内閣府が実施したインターネットアンケート調査の結果によると、食品の安全性の観点から、農薬については9割の方が不安を感じていると回答している。平成20年の冷凍食品への毒物混入事案や、事故米穀の不正規流通事案など、昨今、農薬に関する事件・事故が多発していることも、農薬を不安と感じる要因となっていると考えられる。

こうした中、食の安全性に関する情報の入手先で最も多いのは「マスコミ（新聞・テレビ）」であり、その回答割合は8割であったのに対し、「国の機関」を情報の入手先にする回答割合は4割程度であった。このように、国民にとっては食についての情報はマスコミから得られることが大半であり、行政としてもマスコミに対し、適切な情報を継続的に提供することが重要であることが伺える。

しかしながら、ひとたび農薬の基準値超過事案が生ずると、わかりやすさを優先するためか、「基準値の〇〇倍」といったセンセーショナルな報道が行われ、検出された農薬・濃度がどのような意味をもつのかについての正しい情報が提供されることは少ない。このため、基準値という「値」との単純な比較論だけで農薬の安全が議論されることとなり、結果として国民の正しい理解が進まないという状況につながっている。

② 農薬に関する制度等についての国民への情報提供

平成 18 年 5 月にポジティブリスト制度が施行された際、新しい制度の周知徹底のため、国が主体となって全国 103 箇所において農薬に関するリスクコミュニケーションを開催し、農薬に関する正確な情報の提供等を行ったところである。このような取り組みを推進することにより、国民の農薬に対する正しい理解を深めることは重要である。

③ 農薬の使用に関する国民への情報提供

従来、農薬の使用は、農業者や防除業者等に限られており、一般市民が農薬を使用する場面は少なかった。

しかしながら、農薬の流通の多様化等により、一般市民も農薬を容易に入手できるようになっており、昨今の家庭菜園やガーデニングの流行も相まって、農薬を使用する場面も増加している。

このような背景を踏まえると、農薬に関して「生産物を購入する者」として情報を受けていた市民に対し、農薬の「使用者」としての正しい情報提供を行うという新たな視点も必要となっている。

また、農業者に対しては、これまでも農薬の適正使用について情報提供等を行ってきたところであるが、(3) ①で示したように、農薬の使用基準違反が発生していることや、農業者の高齢化等により、農薬の使用について正しい認識を有していない場合も少なくない。このような状況から、引き続き、農業者に対しても、農薬の使用についての積極的な情報提供を行うことも重要である。

(5) 国際機関や欧米の動向

農薬は、国際的に流通し、各国において使用される商品であることから、その使用方法や安全性等に関して、国際的な枠組みで各種の検討が進められている。

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として設置された国際的な政府間機関である Codex においては、食品及び飼料中の残留農薬基準(MRL)の設定等を行うため、一般問題部会として残留農薬部会(CCPR)が設置されている。

OECD においては、農薬の人及び環境に対するリスクを削減しつつ、農薬の登録を効率的に推進するための検討を行う農薬作業部会(WGP)が設置されている。

これらの国際機関においては、農薬登録に当たっての安全性評価に必要な各種試験の試験方法の検討やその評価方法の調和、MRL 設定における作物グループの検討等、農薬登録制度に関する新たな国際基準の設定を推進しており、特に OECD 加盟国間において、新規の有効成分を含む農薬や適用作物を拡充する農薬を対象に合同評価(Joint Review)が進められている。我が国も、Joint Review に平成 21 年から二次評価者(Peer Reviewer)として参加している。

一方、各国の状況に目を向けると、欧州連合（EU）や米国では、新たな科学的知見に基づいて、農作物、人及び環境の安全を確保するため、毒性に関する試験等について、要求する試験項目を増加させ、評価方法等を見直すことにより、既登録農薬について優先順位をつけて再評価する作業が進められ、結果的に、登録農薬数が減少しているとも報じられている。

我が国においても、従前から要求する試験項目を見直すとともに、国際機関による会合等に参加してきた。

（6） 防除に関する状況

① 病虫害防除対策

我が国は、国土が南北に広がり、地域毎に気象条件も異なることから、病虫害の発生状況は地域毎に異なっており、地域の状況に応じた防除方法や農薬の使用をきめ細やかに指導していくことが必要である。

近年、農作物に付加価値を求める消費者の要求、農業技術の進歩に伴った作付け体系（UV カットフィルムを用いたハウス内での栽培等）及び気象条件の変動などにより、病虫害発生状況が変化している。この変化に対応し、農産物の安定供給に影響が及ばないように、農薬登録の内容を的確に対応させることは重要な課題である。

作物別にみれば、水稻では登録薬剤が多く、充足した状況に近いが、果樹・野菜等の園芸作物では、栽培品種や方法の多様化に伴って病虫害防除が困難となっている、あるいは使用可能な農薬の登録がないため生産上の問題となっている場合がある。加えて、昨今の新品種開発の加速化に伴い、これまで想定されなかった新たな種類の農作物が作出されることもあり、このような農作物については、使用可能な農薬の登録がなく、防除が困難となっている。

一方、近年新たに侵入・発生した病虫害（新規発生病虫害）や、従来の寄主植物から新たに他の植物を加害するような病虫害について、都道府県から報告されているが、これらの病虫害に対しては登録農薬が未だなく、防除対策を確立するためには早急に農薬登録を拡大する必要性が生じている。

また、薬剤感受性の低下が認められる病虫害の発生の報告が寄せられており、これらの病虫害に対する新規剤の登録や既登録剤の作物適用拡大要望が都道府県から多く寄せられている。具体的には、トマト黄化葉巻病等のウイルス病を伝搬するタバココナジラミ類、アザミウマ類、並びにハダニ類（ハダニ類は世代交代が早いなど、新規薬剤に対して薬剤抵抗性を獲得するまでの期間が早まっている）の防除効果の低下などが挙げられる。

② マイナー作物対策

もともと使用可能な農薬が限られていた地域特産的少量生産作物（いわゆるマイナー作物）は、平成 14 年の農薬取締法改正による使用者への規制強化や平成

15年の食品衛生法改正によるポジティブリスト制度の導入により、使用可能な防除剤が制限され、安定生産に影響が生じることとなった。このため、農林水産省は、マイナー作物の生産に支障を生じないように、農薬登録に当たって種々の対策を講じてきたところである。

(ア) 試験例数の軽減

農薬の登録申請時に提出すべき試験成績については、「農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け農林水産省農産園芸局長通知）」により定められている。その中で、地域特産作物のように栽培地域が限定されている作物や、発生が限定されている病害虫に適用のある農薬については、登録申請に必要な試験成績の例数等を軽減している。通常、生産量の多い主要作物は1つの作物残留試験成績について公的機関を含む2カ所の分析機関で分析することとしているが、マイナー作物は一定の条件を備えていれば1カ所の分析機関で可能としている。

(イ) 作物のグループ化

農薬登録上の作物のグループ化とは、形状、利用部位から類似性の高い作物について、グループ単位での農薬登録を可能とする仕組みであり、新たに平成19年4月に加えたいね科細粒雑穀類、セリ科葉菜類及びシソ科葉菜類を含め、現在、14グループを設定している。今後も植物学的特徴や農薬の残留量の実態に関する情報が提供された場合には、新たなグループについての検討を進めていくこととしている。

(ウ) 農薬使用基準省令に基づく経過措置

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「農薬使用基準省令」という。）において、農薬使用者は食用作物について適用のある作物以外の作物に農薬を使用してはならないこととしているが、安全な使用方法を設定することを前提に都道府県知事から申請され、農林水産大臣が承認した作物については、当分の間、適用作物となっていない場合であっても農薬の使用を認める経過措置を設けた。

当該経過措置の期間は当初2年程度とし、この間に都道府県は必要とする農薬登録の適用拡大に必要な作物残留試験、薬効・薬害試験等の試験データを整備し、当該データに基づき農薬製造業者が適用拡大申請を行うことで、適用作物の拡大の手続きを促進したものである。

その後、平成16年11月に、経過措置期間を延長することを決定し、平成17年3月に都道府県等に対し、経過措置として要望された9,001件について、①これまでに登録されたもの、②緊急性・必要性が高く経過措置の延長が必要なもの、③3月末日で経過措置の対象から外すものに分類し、通知を行った。

このうち、上記②に該当した 2,963 件については、平成 18 年 3 月まで経過措置を延長することとした。最終的には平成 18 年 7 月末日まで延長し、措置を終了した。

③ 農薬の飛散低減対策

ある農作物に使用した農薬が周辺の農地で栽培されている作物に飛散（ドリフト）することを防ぐことは、食品の安全を確保する上でも極めて重要である。

農薬使用基準省令においては農薬使用者の責務として、「農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること」と定めており、これまで農薬の適正使用指導の場面において、農薬の飛散低減措置の実施を図るよう、指導を徹底してきたところである。

一方、ポジティブリスト制度により、残留農薬基準が設定されていない農薬等が一定の量（一律基準）以上含まれる食品の販売等が原則禁止されたことから、ドリフトによる影響を防止することが更に重要となってきた。

このため、農林水産省ではドリフト防止に関する協議会の開催や、「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成 17 年 12 月 20 日付け消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）の発出、農薬適正使用指導の強化等に取り組んできた。加えて、ドリフト低減ノズルの開発等技術開発も進められているところである。

④ 住宅地等における防除に関する状況

近年、農薬を使用する範囲が、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む）及び森林等に多種多様化していること、都市化に伴い農地と住宅地の近接化が進んできていること、さらに、農家や防除業者だけでなく、一般の人が農薬を使用する機会が増えたことから、一般市民からの農薬の使用方法に関する相談等が増加傾向にある。また、農林水産省及び環境省では、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を発出し、農薬使用者等に対して、①農薬の定期散布を避けて極力抑制する旨、②やむを得ず農薬を使用する場合の具体的な注意事項、③農薬の現地混用時の留意事項を中心とした注意喚起を行ってきたところである。

（7） 農薬の影響評価対象の変遷

① 畜産物の農薬残留に関する対応

食料自給率の向上が農林水産省の重要な施策課題となっており、そのために稲わらや稲発酵粗飼料（WCS）等の国産粗飼料の増産及び利用拡大を進めている。

このような国産粗飼料の利用拡大の取り組みの進展に伴い、粗飼料の残留農薬が畜産物に残留する可能性を考慮する必要がある。しかしながら、現在、国産粗

飼料の基準やその給与による畜産物の残留基準を検討するための家畜代謝試験や家畜残留試験が一部を除いて整備されていない。従って、国産粗飼料の給与実態を反映した畜産物の残留基準の検討のためには、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）の報告書に掲載されているデータを使わなければならない状況にある。

このような状況を踏まえ、農薬登録制度の下で、家畜代謝試験などのデータを整備し、国際的な評価方法に基づいて、国産粗飼料の基準や畜産物の残留基準を検討し、畜産物の安全を確保する必要がある。

さらに、飼料米（粳米）のように新たな給与形態も事例として増えてきているが、粳米中の農薬残留の濃度についての知見は非常に乏しく、知見の集積が課題となっている。

② 水系に流出する可能性のある農薬についての使用指導

水田等に使用された農薬が河川等に流出し、そこに生息するシジミ等の魚介類中に残留したことが原因で、都道府県の収去検査において一律基準を上回る量の農薬が検出され、当該魚介類の出荷自粛を招く事案が生じた。そのため、農林水産省では農薬を使用する際の止水期間をそれまでの3日程度から7日間に延長し、その旨をラベルにも反映させるとともに、農薬危害防止運動等を通じて指導の徹底を図ってきたところである。

一方、厚生労働省では魚介類に対する残留農薬基準の設定方法を確立し、農林水産省がデータを提供した農薬のうち13農薬について魚介類の残留基準値を告示した（平成21年1月末現在）。

また、水質汚濁に係る農薬登録保留基準が改正され、農薬を一般的な方法で使用した場合に、流出または飛散した農薬の公共用水域中の濃度から予測される魚介類中の農薬濃度が、残留基準値に適合しない場合に登録が保留される（暫定基準及び一律基準については平成22年10月1日から適用）こととなったため、保留基準が適用されるまでの間に、残留基準値に適合しないことが予想される場合には、登録内容の見直しや残留基準値の設定依頼を行うことも急務となっている。

3 我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針

(1) 基本的な考え方

① Codex や OECD 等における国際基準等と国内制度の調和

農薬は、意図的な使用の結果として環境に放出されるため、化学物質の中で最も厳しい安全性審査が求められる資材の1つである。国産農産物の安全性に関する国民の信頼を確保するためには、農薬の登録制度において、安全性を適切に評価し、評価結果の透明性を確保することが必要である。さらに、OECDでは、欧米及びオーストラリアが中心となり、新しく開発された安全で質の良い農薬を早く使えるようにすることを視野に入れ、登録制度の国際調和を図っているところであり、このような農薬を我が国へも早期に導入するためには、このような場で我が国の意見を反映させていくことも重要である。このような点を考えると、我が国においても国際的に求められる水準²と同等の水準で安全性評価を実施することが重要である。

Codex や OECD においては、これまで長い間農薬に関する様々な活動が続けられており、我が国も設立の早い段階からメンバー国として会合等に参画してきたところである。例えば、OECD における農薬に対するテストガイドラインの策定作業等には、1990年代より参画し、我が国の主張も取り入れられてきたところであり、策定されたテストガイドラインについては、我が国でその試験を要求する際には取り入れてきたところである。しかしながら、いくつかの活動分野においては、我が国で十分な対応が行われてきたとは言えない状況にあった。

農薬登録の国際調和とは、海外の制度をそのまま当てはめるのではなく、国際的な動向を見ながら、適切な評価手法を取り入れ、的確な評価・審査とその結果の透明化を図ることにある。

このため、Codex や OECD などの国際的な原則・ルール作りに参画し、我が国の実態等を反映させる一方、国際的に合意された試験項目等の導入や海外データの活用をはじめとする審査方法の改善、審査能力の更なる向上を図ることが必要である。

また、現在、我が国は、他国が採用している方法と異なる独自の申請書類の提出を求めているため、国際的に事業展開を図っている企業にとって、経済的及び時間的に余分な負担がかかり、場合によっては、他国で使用されているより安全で質の高い農薬を、我が国の農業で使用することができなくなるおそれがある。このような観点からも、我が国の独自性を踏まえつつ、国際標準とされているシステムに近づけるよう、関連制度等の整備が必要である。

² 「国際水準」とは、Codex や OECD 等政府間会合で合意されているものを指す。

② 科学的な情報・知見・データに基づくリスク管理

かつての食品安全行政は、問題が発生してから対処する危機管理の考え方であったが、近年は、安全に関する問題を未然に防止する考え方が前提となっている。

食品の安全を確保するため、将来生じるおそれのある悪影響の可能性や程度を推定し、その可能性の程度に応じて事故の未然防止又はリスクを最小に押さえる枠組をリスク分析という。通常、リスク分析は、①リスク評価（食品中に含まれる危害要因を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを信頼性のあるデータに基づき科学的に評価すること）、②リスク管理（すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行うこと）、③リスクコミュニケーション（リスク分析の全過程において、関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること）の3つの要素からなる。

また、リスク分析は、リスク管理措置が実施されれば完結するものではなく、知見の収集を継続し、必要に応じて、例えば農薬の場合であれば、適用作物の削除、使用基準の変更などのリスク管理措置を適宜見直す必要がある。

リスク管理措置の1つである農薬の登録にあたり、薬効・薬害試験はもちろんのこと、急性経口試験など短期間の毒性試験、発がん性、繁殖毒性など長期間の毒性試験、土壌残留性、水質汚濁性に関する試験、植物や動物における代謝試験、使用基準に基づいて農薬を使用した際の食品又は飼料作物への残留量、残留農薬の摂取の推定量などの科学的な知見をもとに、総合的な判断の上、当該農薬の登録を認めることが重要である。

また、登録された農薬であっても、農作物の栽培体系、栽培形態の変化やそれに伴う農作物への残留、国際機関や EU、米国など先進国における農薬の評価など新たな知見の収集や追加データの要求を行い、必要に応じて使用基準の見直しを行うなど、適正なリスク管理を行うことが重要となっている。

(2) 関係者の意見交換などによる透明性の確保

これまで、政策を決定する際には、新たな施策の導入に当たって影響があると考えられる関係者に対し、個別に内容を説明した上で意見聴取を行い、その意見を踏まえて、行政側が施策案を作成し、パブリックコメントを行った上で、必要に応じて案を修正し、施行する、といった手続きにより進められてきた。

このような行政の意志決定の過程においては、最終的にはパブリックコメントを通じ、一般国民からも意見を聴取する機会があるものの、必ずしも、すべての意志決定についてパブリックコメントの実施が義務づけられていないこと、その一方で、施策を立案する段階では行政側が想定しえた関係者と意見交換を行い、その結果のみを重視する傾向にあったことから、幅広い主体からの意見の聴取や、施策への反映については、十分な透明性が確保されてこなかった。

このようなことから、農薬の新たなリスク管理施策を立案する段階において、より一層の透明性の確保を図り、適切な施策の立案を通じて、国民の一層の信頼を確保するため、平成19年12月より消費・安全局長の私的諮問機関として、「農薬登録制度に関する懇談会」を開催し、消費者、農薬製造者、都道府県、学識経験者などの各分野の関係者と幅広く意見交換を実施し、農薬登録制度の改善の方向性等について議論を行っている。

本懇談会においては、各出席者をそれぞれ「メンバー」とし、全ての参加者が平等な立場で議論を進めている。行政がまず施策を立案するに至った背景や関係する情報とともに、施策案を提示した後、メンバー間で議論を行い、意見交換の結果を施策の決定に際して適宜反映するという手順で進められる。意見交換に当たっては、行政側の提示した案は単なるたたき台という位置づけであることから、メンバーが全く異なる案を対案として提出し、それらを含めて議論を行うことや、一度行政側が提示した案を、メンバーから出された意見を踏まえて修正し、更に議論を進めることもある。

懇談会そのものは一般にも公開されており、関心を有する者は傍聴できる。また、議事概要及び配付資料についてもホームページにおいて公開している。

なお、本懇談会は、平成20年度末までに7回開催しており、作物残留性試験へのGLP制度の導入及び試験例数の見直し、薬効・薬害試験の実施要件の緩和等について議論が行われ、会議の合意事項が適宜施策に反映されている。平成21年度も継続して開催することとなっており、新たな試験項目の導入等が検討される予定である。今後も懇談会等の方法を通じて、施策決定の透明性を確保していく必要がある。

(3) 今後講ずべき課題

① 農薬登録制度の国際基準との調和

これまで述べてきたように、農薬登録制度は我が国の実態を踏まえて着実に進展しており、農薬の品質並びに安全性の向上について、一定の成果を得ていると考えられる。

しかしながら、特に先進国においては、新たに開発されたより安全な農薬を迅速に評価・審査し、登録する取り組みが進められており、急性参照量（1日にここまで食べても健康に悪影響が出ない量）を評価に加える動きや、新たなテストガイドラインの検討等が急速に進められている。

我が国においても、このような農薬の登録を促進し、より安全な農薬による防除を進めることにより、結果的に食の安全を確保することが重要である。

このような観点から、特にCodexやOECD等国际機関で策定される基準や要求試験項目に関する動向を注視しつつ、我が国における優先順位を勘案した上で、国内における農薬登録に必要なデータの整備を進める必要がある。なお、導入に当たっては、我が国における優先度を明確にするとともに、導入までのタイムフ

レームを明確にすることが重要であることから、予め工程表を示した上で、農薬登録制度に関する懇談会での意見も踏まえつつ段階的に進めることが肝要である。

また、新たな農薬をより迅速に評価・審査し、登録を行うには、我が国単独で評価を全て実施するのみでなく、各国とのJoint Reviewにより、評価に要する負担を軽減することも考慮すべきである。このような体制の導入に当たっては、我が国の関連法律等を踏まえ、国内で農薬のリスク管理並びにリスク評価に携わる全ての府省（食品安全委員会、厚生労働省、環境省、農林水産省）の間で実行可能性や手法等について議論を加速させ、必要な対応を具体化することが重要である。

なお、このような取り組みを進める中で、現行制度において対応しきれないような課題に対しては、適宜、制度の再構築を検討することが必要となる。

② 今後あるべき法的規制のあり方について

(ア) 再評価制度の導入

農薬の有効成分は、動植物の生理機能に影響する化学物質が主であるため、人畜及び環境生物への毒性、動植物及び環境中での動態及び残留等を把握する必要があるため、農薬登録に当たっては各種の試験成績の提出を要求し、科学的知見に基づいてその安全性の評価・審査を行っている。また、新たに得られた科学的知見や、知見の変化等に対応し、必要に応じて要求する試験成績を改善あるいは追加してきたところである。

新たに登録する農薬について、このような改善を行っていることを考えると、ひとたび農薬が登録された後においても、一定期間ごとに最新の科学的知見に基づいた評価・審査を行うことが必要と考えられる。実際に、Codex や欧米諸国においては10年～15年程度を目処に再評価を行う制度が導入されている。現在、我が国においては、登録の有効期間を3年として、農薬製剤ごとに再登録の審査を行っているが、今後、中長期的視点で、有効成分ごとに再評価を行う制度の導入を検討する必要がある。

ただし、この再評価の導入に当たっては、関係機関の組織人員体制の整備や審査に携わる職員の能力養成、防除に支障が生じないようにする取扱い等の課題への対応も必要である。このような課題に対応しつつ、数百種類に及ぶ農薬を適切なタイミングで評価する必要があるため、効率的な再評価のためには、適切な原則に基づいて優先順位をつけることが1つの鍵となる。優先条件を検討する上では、それぞれの農薬の防除上の優先度合いや、農薬の安全性に関わる新たな情報等にも考慮すべきと考えられることから、農薬メーカー等がこれらの情報を得た場合の報告を義務づける等の仕組み作りについても検討する必要がある。

また、このような仕組みの有無にかかわらず、今後、農薬に起因する安全上の問題が発生した場合は、リスクの程度に応じて更なる規制や指導の強化も含めた検討を早急に実施する必要がある。

なお、再評価制度を導入した場合、申請者への負担等を考慮して、全ての農薬製剤の銘柄について、登録の有効期間ごとに申請書類一式を提出する現行の再登録制度から、手続きのための書類を簡略化した更新制度に変更することも検討課題である。

(イ) 安全性が確認された物質への対応

一方で、食品衛生法上ポジティブリスト制度の対象外物質のように、安全性が十分確認されている物質等に対しては、過剰な試験成績の要求が農薬開発の弊害ともなりかねないこと、あるいは動物愛護の観点からも、登録の際に提出する試験成績等に関する運用の基準を明確にすることが必要である。その際には、Joint Review への対応に伴い、諸外国におけるデータ提出基準との整合性も考慮することが重要である。

(ウ) 要求すべき試験成績

試験成績の種類や数は、評価・審査を十分に行うことができるよう要求すべきであるが、必要以上に要求することは、試験を行う際に過度の経済的かつ時間的な負担を課すこととなりかねないことから、試験の内容によっては、農薬の登録に問題がない程度に緩和する³ことも検討すべきである。

(エ) 指導等の実施主体

農薬の販売及び使用に関しては、これまで都道府県を主体とした立入検査等により指導してきたところであるが、近年、農薬の使用が農業従事者のみならず、農薬に関する知識が少ない一般住民等へも拡大していることから、地域の防除実態等を踏まえた一層きめ細やかな指導が重要となっている。このため、農薬使用者等への指導の実施主体を拡充する等の検討も必要である。

③ 農薬に関する理解を深める取組

(ア) 農業者に対する多様な指導

従来、農業者に対しては、各都道府県の病虫害防除所と普及組織が連携しつつ、関係団体の協力を得た形で、作物それぞれの病虫害防除にどの農薬を使えばよいか、といった実際に使用する農薬の選択に関する情報を提供するとともに、農薬の安全使用に関しての指導を行ってきたが、これらの情報が、農業者に効果的に届いていたとは言い切れない側面がある。

今後、農業者がそれぞれ自立して営農活動を営んでいくためには、農業者に対して、農薬の選び方に関する科学的情報等を積極的に提供し、農薬の使用に対する理解の増進に取り組むとともに、農薬の安全使用についての指導を強化する必

³ 農薬登録検査を適切に実施できることを前提として、提出を要求する数を削減するなどが考えられる。

要がある。

なお、昨今は営農形態も変化し、地域内においても有機農法を導入し、減農薬・無農薬栽培に取り組む農家等も増加しており、こうした場合は、それぞれの農業者自らが自分の生産物の使用にどのような資材を用いるか検討・決定することとなる。このような場合、近隣で慣行の防除（農薬使用）を行う農業者に対しては、有機農業者の生産物に農薬が飛散しないようドリフト対策等についても理解を増進する取り組みが必要であるし、一方、有機農業者に対しては、防除に用いる生産資材を選択する際には、農薬的効果を謳った資材を用いるのではなく、登録農薬あるいは特定農薬を使用するよう指導するといった取り組みを強化することも必要である。

(イ) 防除業者に対する指導

農薬を使用する業は農業だけにとどまらない。昨今は街路樹や公園緑地、ゴルフ場の芝生など、農業以外の場面でも防除のために農薬を使用する機会が増大している。従前は防除業届が提出された業者に対する指導等が積極的に行われてきたが、業者の拡大に伴い、取り組みが十分に行き届かない状況も生じている。

このような状況を踏まえ、防除業者に対しても、適切な指導を更に強化することが必要である。

(ウ) 消費者に対する情報提供と理解の醸成

消費者に対しては、これまで、農薬については、「農薬は安全です」というキャッチコピーが中心となっており、「何故安全といえるのか」について科学的エビデンスに基づいて説明するケースは非常に少なかった。このことが、心理的に「農薬は危険である」という印象を与える大きな要因になっていたことは否めない。

加えて、昨今のガーデニングや市民農園等の流行に伴い、一般市民が農薬を用いることも増加しているが、これらの市民は農業者と異なり、農薬に関する正しい知識を有しないままに安易な農薬使用を行うことも少なくない。

このような背景を踏まえ、今後は、一般市民に対しても、農薬そのものや農薬残留に対する正しい知識、農薬の安全使用に関する基礎的な知識の普及・理解の醸成に取り組む必要がある。

(エ) マスメディアに対する情報提供と理解の醸成

先に述べたように、国民に対する農薬についての情報は、主にマスメディアからもたらされることが多い。従って、消費者に対する的確な情報提供や、正しい理解の醸成に取り組むためには、国民に対する情報伝達の媒体となるマスメディアに対して、農薬のリスク管理制度と現状等に関する情報を積極的かつ継続的に提供していくことも必要である。

(オ) 住宅地等における農薬の使用者に対する指導

昨今の混住化の進展に伴い、農地と住宅地の近接化が進むとともに、街路樹や公園等、農地以外でも病害虫の防除を行う場面が増えるなど、様々な場面での農薬使用について注意を要する場面が増大している。このような背景を受け、先に述べた「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を発出しており、公共施設や住宅地に近接した農地等で農薬を使用する際には、周囲への配慮を行うなど農薬の適正使用に向けた取り組みを推進しているところである。

このような取り組みは、周辺環境への影響を防ぐために重要なことであることから、引き続き推進することが重要である。

(カ) 関係者間の役割分担

このような国、関係行政機関、関係団体における農薬に関する情報提供や普及啓発の取組の強化に当たっては、関係者間の相互調整と連携が必要である。これまで、農薬取締法については、一部の権限を都道府県知事が実施できる規定を設けているところであるが、特にこのような普及・啓発的な取り組みの推進に当たっては、都道府県のみならず市町村といった国民生活により近いところでサービスを行っている行政組織等にまでこの権限を付与するべきかどうかについて、想定される効果を含め検証しつつ、更なる検討が必要である。

④ 適正な病害虫防除を通じた安定した食料供給確保のための取組等

より安全な農薬を適正に使用することにより、病害虫の効果的な防除が可能となる。このことは、ひいては、我が国における食料の安定的な供給につながるものであり、食料自給力の向上にも資するものである。

このような観点から、我が国の農薬登録制度における今後の課題として、以下のような観点から対応を進めていくことが考えられる。

(ア) 特にマイナー作物についての農薬登録の拡大

マイナー作物（生産量が3万トン以下の作物）については、農薬取締法の改正により使用者への規制が強化された後、使用可能な農薬が減少したため、その安定的な生産に影響が生じることとなった。このような作物は、摂食量から考えれば大きな影響を与えるものではないが、地域での特産物的に栽培されるものが多く、地域経済を維持する上で重要な作物も多い。さらに、これらマイナー作物の生産は、我が国の多様な食文化においても大きな役割を果たしており、今後とも供給を継続することが重要である。

このような観点から、マイナー作物については、グループ化や初期付着量の検討等により、農薬登録を拡大するための取り組みを引き続き進める必要がある。

(イ) 飼料米や飼料作物にかかる農薬登録の推進

我が国の食料自給率を向上させる観点から、農作物そのものの自給率向上のみでなく、家畜飼養のための飼料についても自給率を向上させることが必要となっている。

このような観点から、現在、稲わらのみならず、米の飼料使用や、飼料作物の国内生産の拡大が進められている。しかし、残留基準の設定や稲への農薬登録は、食用のみを考慮して行われており、これらの農薬を飼料用の稲に利用し、収穫した粃を家畜飼料として利用するといったことは考慮されていない。

これらの背景を踏まえ、今後、飼料米や飼料作物についての農薬登録を促進するためには、必要なデータ整備を推進すべきである。また、それにより、我が国で生産される飼料の安全が確認されるとともに、それらの飼料を給与された動物に由来する畜産物の安全が確認される。

(ウ) 営農形態や病害虫の発生等の変化を踏まえた農薬登録上のルール作り

例えば、登録の際には露地栽培のみであった作物でも、品種改良や、栽培に用いるビニールハウスの高品質化などの営農形態の変化等により、施設栽培が行われるようになる場合も生ずる。これまでは、このような変化があっても、農薬登録を見直すことは少なく、このことによると考えられる残留基準値を超過した事例も見られる。

今後地球温暖化の進展に伴い、環境の変化に適合させるなどのために、新たな栽培形態等が生ずることが考えられるが、この場合に、登録されたときの条件と、例えば分解性などの物理的・化学的な動態が異なる等の可能性も生ずる。また、病害虫の発生状況等も変化することが考えられるため、これらの状況の変化に適切に対応し、変化を踏まえた登録内容の見直しが必要となる。

今後、このような変化に対応した登録や試験方法の見直し、基準値設定に関するルール作りについて検討を進めていく必要がある。

(エ) データ要求の軽減措置に関する検討

農薬登録制度の刷新の中で、作物残留性試験のGLP施設による実施や、特に主要作物、準主要作物等で試験例数が増加するなど、メーカーにとっては負担増となることとなる。このような取り組みは農薬の安全性を適正に評価するために重要なことであるが、一方で、過重な負担はメーカーによる、より安全な農薬の開発・上市に支障をきたす可能性もあることから、食品や周辺環境への安全が確保できることを前提として、負担軽減措置を検討する必要がある。

例えば、Codexで検討が進められているFood and Feed Classification等を参考にしつつ、我が国の実態を反映した作物のグループ化を進め、グループ内での作物残留試験結果の外挿を行うことにより、作物グループによる登録や、作物グルー

プ基準の考え方を導入した残留基準の設定も検討すべきである。

(注) 主要作物

①生産量が30万トン以上の作物

②生産量が3万トン以上30万トン以下の作物で、1日の農産物摂取量が1%以上のもの（主要な栽培地域に偏りのあるものは除く）

準主要作物

①生産量が3万トン以上30万トン以下の作物で、1日の農産物摂取量が1%以下のもの

②「生産量が30万トン以上の作物で、主要な栽培地域に偏りのあるもの」または「生産量が3万トン以上30万トン以下の作物のうち1日の農産物摂取量が1%以上の作物で、主要な栽培地域に偏りのあるもの」

(オ) 登録申請資料の簡素化・国際共通様式の導入

外国で登録のために整備されたデータを我が国での登録に用いるための条件及び体制の整備を進めることも必要である。更に、外国で導入されているデータ様式（ドシエ）及び評価様式（モノグラフ）への転換等も検討する必要がある。

(カ) 農業生産に支障を及ぼさないために必要な農薬の確保

農薬が農業生産に用いるものである以上、農業生産に必要となる農薬を確実に確保することも、食料の安定生産の観点から重要な課題である。従って、上述のような農薬登録の拡大等をはじめとする様々な対応により、必要な農薬の確保を図ることにも留意すべきである。

(キ) 関係府省との連携の推進

農薬登録制度には、農林水産省のみならず、環境省、厚生労働省、食品安全委員会という4府省が関連する。今後提起された問題に対応していくためには、例えば残留農薬基準の観点からは厚生労働省と、登録保留基準の観点からは環境省との緊密な連携により、施策の加速化を図ることが重要となる。

このような観点から、関係府省との連携をより緊密にし、施策を効率的・効果的に推進することも重要である。

4 おわりに

農薬登録行政に関しては、農薬取締法に基づき、これまでも規制が進められてきたが、これまで記述してきたように、情勢の変化等を受け、なお今後対応すべき課題が残されていると考えられる。

これらの課題に対応するためには、まずは、我が国の農薬登録制度そのものをどのように運用していくかについて、更に検討を加え、必要な改善や修正を加えることに注力すべきであり、その後必要に応じて法改正も検討することが適切と考えられる。

今後とも、引き続き「農薬登録制度に係る懇談会」において、透明性を確保しつつ工程表に基づき更なる議論を進め、よりよい制度を構築していくことが求められよう。

なお、先に述べたように、農薬の安全性並びに食品の安全を確保するためには、これまで同様、関係府省間での連携が不可欠である。今後様々な課題に対応していくために、引き続き関係府省間の連携等を緊密にし、施策の効率的・効果的推進に努めることが必要である。